

「指定介護老人福祉施設」入所契約に伴う重要事項説明書

社会福祉法人富水会（以下「事業者」という。）及び指定介護老人福祉施設開寿園（以下「施設」という。）は契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。入所の際には、「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」の提示をお願いします。

1 経営法人

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 富水会 |
| (2) 法人所在地 | 〒426-0213 藤枝市中ノ合 252 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 054-638-2237 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 糸柳 格順 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 59 年 9 月 25 日 |

2 利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類の種類 | 指定介護老人福祉施設 静岡県指定 2275300065 号 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称 | 指定介護老人福祉施設 開寿園 |
| (4) 施設の所在地 | 〒426-0213 藤枝市中ノ合 252 の 1 番地 |
| (5) 電話番号 | 054-638-2237 |
| (6) 施設長 | 氏名 釜田 博司 |
| (7) 入所定員 | 48 名 |
| (8) 開設年月 | 昭和 60 年 4 月 1 日 |
| (9) 当施設の運営方針 | この事業は、施設サービス計画に基づき、可能な |

限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営ことができるようにするものです。

事業者は、契約者の人格を尊重し、常に契約者の立場に立ったサービス提供に努めます。

事業者は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてまいります。

(10)当施設は、第三者評価の実施は、行っていません。

3 職員の状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>(平成 30 年 12 月 15 日現在)

職 種	現員	指定基準	
1. 施設長 (管理者)	1 名	1 名	※ユニット型特養と兼務
2. 介護職員	21 名	20 名	※短期入所と兼務
3. 生活相談員	1 名	1 名	※短期入所と兼務
4. 看護職員	3 名	3 名	※短期入所と兼務
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名	※ユニット型特養と兼務
6. 介護支援専門員	2 名	1 名	※ユニット型特養と兼務
7. 医師	1 名	必要数	※ユニット型特養と兼務
8. 管理栄養士	1 名	1 名	※ユニット型特養と兼務

* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
医師	隔週火曜日 13:00～16:00
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 7:30～16:30 3名 日 勤 9:00～18:00 7名 夜 勤 16:30～翌 9:30 3名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤 8:30～17:30 2名 遅 番 9:00～18:00 1名
機能訓練指導員	9:00～18:00

4 居室等の概要

(1) 提供できる居室等

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

<居 室>

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	6 室	59.96 m ²	9.99 m ²
2人部屋	2 室	45 m ²	11.25 m ²
3人部屋	2 室	65.66 m ²	10.94 m ²
4人部屋	8 室	317.54 m ²	9.9 m ²

*居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

<主な設備>

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・機能訓練室	3室	231.13 m ²	4.81 m ²
一般浴室	2室	108.68 m ²	
機械浴室	特殊浴槽		
医務室	1室	23.63 m ²	
静養室	1室	18.36 m ²	

* 上記は、厚生労働省が定める基準による、施設・設備です。
この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

5 施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

① 食事

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30

昼食 12:00

夕食 17:30

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料金（1日あたり）（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費と居住費の合計金額をお支払い下さい。

※別紙 金額表をご覧ください。

- 食費(1日あたり) 1,441 円（但し 食費について負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。）
- 居住費(1日あたり)855 円（但し 居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く居住費の上限となります。
★ 上記「食費」「居住費」において国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料をご覧ください。
- 入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後に施設に再び入所した場合については、初期加算として、1日につき30単位を加算いたします。
- 契約者が入院をした場合及び契約者に居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定額に代えて1日につき246単位を算定する。
- 医師が終末期あると判断した入所者について、医師・看護職員・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として看取り介護加算（死亡日に1280単位死亡日の前日及び前々日 680/単位 死亡日4日以前30日以内に144単位/日）算定する。
- 医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食などを提供する場合は1食につき6単位を算定します。
- 「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」をお持ちの方は その減額割合に沿って、自己負担額が減額されます。

(3) 保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 理・美容サービス

(第3金曜日) 訪問美容 夢翔による美容サービスをご利用頂けます
カット・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,800円

② 特別な食事

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 貴重品の管理

契約者は入所に当たり「貴重品管理サービス」を施設と契約の上利用できます。

(一) お預かり出来る物：預貯金通帳と金融機関へ届け出た
印鑑、有価証券、年金証書。

(二) 指定金融機関はしずおか焼津信用金庫藤枝水守支店です。

(三) 保管管理者：施設長

(四) 保管管理者は出入金の都度、入出金記録簿を作成します。

(五) 利用料金は一ヶ月あたり1,500円

(六) 自動現金払戻し等のためのカードは作成出来ません

なお、詳細は、「指定介護老人福祉施設開寿園入所に伴う所持金等保管、管理契約書」を参照していただきます。

特定行事、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます

なお、材料代等の実費をご負担いただきます。

・主なレクレーション行事予定

	行事とその内容
4月	お花見 誕生会
5月	旅行 誕生会
6月	レクレーション 誕生会
7月	七夕まつり 誕生会
8月	花火大会 誕生会
9月	敬老会 誕生会
10月	開寿園・康楽ふれあいの会 誕生会
11月	恵比寿講 誕生会
12月	カラオケ大会 年忘れ会 誕生会
1月	初笑い大会 餅つき 誕生会
2月	節分 誕生会
3月	ひなまつり 誕生会

・クラブ活動

習字クラブ、クッキングクラブ、芸能クラブ・生け花クラブ

⑤複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

被服代・・・・・・・・・・ 実費

個人用の物品購入と修理代・実費

クリーニング代(外注)・・ 実費

予防注射代・・・・・・・・・・ 実費

生け花クラブ代(希望者のみ)・・・・ 1回400円

* おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第21条に定める所定の料金

契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる料金

ご契約者の一日あたり料金・・・・・・・・ 3,000円

* 社会経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由等がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

6 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

(一) 前記(1)、(2)、(3)に係る料金費用等は、一ヶ月ごと精算して翌月に請求いたします。

(二) お支払は次の方法で支払うものとします。

・通常の場合

別に契約した「指定介護老人福祉施設開寿園入所者所持金等保管管理契約書」で利用者が開設した預金口座より毎月20日に引き落としさせていただきます。

・請求書により直接支払の場合

当施設が、開設している指定口座

(しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店)へ振り込んで下さい。

7 健康管理及び入院・診療の医療の提供について

当施設は、日常的な健康管理及び、入院治療など急変な事態に即応した医療を必要とする場合に備え、下記医療機関と提携しており24時間対応を行っております。

<提携医療機関>

医療機関の名称	入交医院	入交 修
所在地	藤枝市大手2丁目6-19	
診療科	内科・循環器科・小児科	

但し、契約者の希望により他の医療機関も選択することができます。

* 受診は原則としてご家族の付き添いをお願いいたします。

<施設外での救急対応について>

外出時等に、状態が急変した時には、救急車による救急搬送を要請します。救急車内では、救急救命士の判断にて、医療処置等を行います。

＜介護職員による医療行為について＞

- ①契約者が、入院して治療する必要がなく容態が安定していること
- ②副作用の危険性や投薬量の調整等の為、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合でないこと
- ③内服薬については誤嚥の危険性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

契約者の状態が、上記3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認した場合は、介護職員が医薬品の使用介助を行います。

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は次の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内に退院された場合、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。

一日あたり246単位(約270円)

②7日以上三ヶ月以内の入院の場合

三ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以上退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解約する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することは出来ません。

(1) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合は、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 非常災害時の対策

開寿園防災対策規程にのっとり処置いたします。

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 開寿園 防災計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	中ノ合町内会（開寿園救助隊）と、近隣防災協定を締結し非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	防災計画にのっとり月一回夜間及び昼間を想定した避難訓練を契約者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器・誘導灯・ガスもれ報知器 防火扉・シャッター 屋内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテンは、防火性能のあるものを使用しています。
防災計画等	藤枝市消防署への届出日 平成30年9月18日 防火管理者 生活相談員 安達 洋之

9 苦情の受付について（契約書第24条参照）

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

尚、当法人では「第三者委員会」を設置し、お客様からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(1) 当施設苦情受付窓口

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 安達 洋之

○受付時間 月曜日から金曜日までとする。

ただし祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く

午前8時30分から午後5時30分までとする。

○電話 054-638-2237 FAX 054-638-2433

(2) 法人

○担当者（短期入所） 安達 洋之（通所介護） 佐藤 稔隆

○受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分

○電話 054-638-2237 FAX 054-638-2433

(3) 行政機関その他苦情受付機関

藤枝市地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号 電話番号 054-643-3225 受付時間 午前8:30～午後5:00
国民健康保険団体連合会	所在地 420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 午前8:30～午後5:00

尚、藤枝市では、介護福祉苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して公平で中立な立場で苦情への対応をしています。

10 損害賠償について（契約書第12条、13条参照）

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事業者は、万が一の事故の発生に備えて、**東京海上日動火災保険(株)**の**事業活動包括保険**に加入しております。

私()および代理人()は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定居宅サービスの提供開始に同意しました。また、社会福祉法人富水会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更の為。
- (2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供される為を実施するサービス担当者会議での情報提供の為。
- (3) 医療機関・福祉事業者・介護支援専門員・介護サービス事業者・自治体(保険者)・その他社会福祉団体等との連絡調整の為。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスの為。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき入所契約に伴う重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 開寿園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面にもとづいて事業者から入所契約に伴う重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設開寿園サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 印

ご家族・代理人 住所

続柄 氏名 印

(重要事項説明書別紙)

事業所から提供するサービスと利用料金(多床室・個室)

当事業所が提供するサービス利用料金には

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

1 保険の給付対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、介護保険からの給付があります。

「介護保険負担割合証」に記載されている割合によって給付金額が変わります。

サービスの利用料金(1日あたり)(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担金)をお支払い下さい。
上記サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。

多床室・個室 (例 1割負担の場合)

契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	589単位	659単位	732単位	802単位	877単位
日常生活維持支援加算	36単位				
個別機能訓練加算	12単位				
看護体制加算(I)	4単位				
計 / 日	641単位	711単位	784単位	854単位	929単位

※ ご本人の収入によっては、2割又は3割負担になります。
介護保険負担割合証を確認下さい。

- * 医師の発行する食事せんに基づき、提供された糖尿病食・腎臓食・高脂血症食などは療養食加算6単位/回数が加算されます。
- * 上位単位に、介護職員処遇改善加算として、8.3%が加算されます。上位単位に、特別処遇改善加算として、2.7%が加算されます。(小数点以下は、四捨五入になります。)
上位単位に、介護職員等ベースUP加算として、1.6%が加算されます。
- * 藤枝市は介護制度改正により7級地になり、1単位=10円14銭になります。

○食費は、召し上がった日単位で請求させていただきます。

(第一段階～第三段階の方は、1日の負担上限金額が決められています)

○食費・居住費のご負担額は第一段階～第四段階まで分かれています。市町村から発行される「介護保険負担限度額認定証」をご確認下さい。

※1ヶ月の施設利用料(30日計算)を巻末に添付しています。

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

① 食費

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに契約者の身体の状況及び施行を考慮し食事を提供します。1,550円/日
召し上がられた日数を請求させていただきます。

介護保険負担限度額の段階「第一段階～第四段階」によって負担額が変わります。

② 居住費

多床室 1,000円/日 をお支払い下さい。(旧棟は855円/日)

個室 1,310円/日をお支払い下さい

介護保険負担限度額の段階「第一段階～第四段階」によって負担額が変わります。

③ 保管管理手数料 1,500円/月を お支払い下さい。

④ 介護保険給付の支給限度を超えるサービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

⑤ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

○1枚につき10円

⑥ 日常生活で必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

○おむつ代・・・頂きません(サービス料金に含まれます。)

○おやつ代・・・頂きません(サービス料金に含まれます。)

⑦ レクリエーション・クラブ活動

契約者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。なお、材料費等、実費を頂きます。

第3金曜日 夢翔

利用料金

カット(ブロー込み)

1,800円

(消費税は内税になります。)

☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。